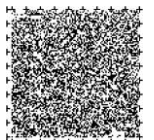


令和3年11月8日

令和3年度第2回
世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と、文章が
一致しないことがあります。ご了承ください。



午後 6 時59分開会

○障害施策推進課長 皆様、こんばんは。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和3年度第2回障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

今日お座りの席でございますけれども、狭くて本当に申し訳ありません。御負担をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

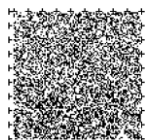
あと、会場の都合がございまして20時45分の終了とさせていただければと考えておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

また、若干遅れて来られる方もいらっしゃるようでございますけれども、定足数の2分の1以上の皆様方がいらっしゃいますので、会議はこれにて進行させていただきたいと思っております。

それでは、まず初めに、障害福祉部長より御挨拶を申し上げます。

○障害福祉部長 それでは、皆様、改めましてこんばんは。この緊急事態宣言は、高い波でしたけれども、やっと落ち着いてきたというところで、こうした会議も大分増えてまいりましたが、ただ、緊急事態宣言が明けてちょうど2週間がたちますので、これからの状況がどうなるのかというところと、我々も第6波と呼ばれるような波に向けて準備はしっかりとしていかななくてはならないというところで、気を引き締めながらやっていこうということで、中で検討もしているところです。

本日は、避難行動の関係と地域生活支援拠点、それから条例の関係ということで、大きく3つの案件を議題とさせていただいております。こちらについて皆様それぞれのお立場がございまして、そこからの御意見を含めましていろいろいただければと思います。これから着実に検討を進めて、オリパラのレガシーをきちんと残せるようにと思っておりますので、そのところも含めて御意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。



○障害施策推進課長 それでは、ここからの進行につきましては部会長様にお
願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○部会長 皆さん、こんばんは。

こんなふうにご皆さんにお集まりいただいて会議ができるというのは、本当に
うれしいことだと思っております。限られた時間ですけれども、ぜひいろいろ
な御意見をお聞きできたらと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

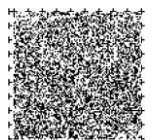
それでは、次第に沿って始めさせていただきます。

まず、資料の確認を事務局お願ひいたします。

○障害施策推進課長 資料の確認でございます。事前に送付をさせていただきました
けれども、本日、追加、差し替え等の資料もございますので、お話をさせ
ていただきたいと思ひます。

最初に、次第でございます。次が別紙の協議会の委員の名簿で、裏面が区の管
理職の名簿となっております。次に、資料1、世田谷区避難行動要支援者避難支
援プランの改定（素案）についてでございます。資料2、障害者の地域生活支援
機能の検討状況についてでございます。資料3、障害理解の促進及び障害者の
差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例の検討状況
について、資料4が同じくそちらのワークショップの開催でございます。

机上配付させていただきました資料の御確認でございます。最初に、差し替
えの資料でございますけれども、資料2の障害者の地域生活支援機能の検討状
況については、送付した資料では別紙という形で図をつけてございましたけれ
ども、資料の中にまとめた形にしております。内容的には変更はございませ
んけれども、お手数ですが、本日の資料を御覧いただければと思っております。
それから、資料3の障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報
コミュニケーション等に関する条例の検討状況についてですけれども、条例の
たたき台ということで机上にもお示しをさせていただいておりますので、差し



替えをお願いいたします。内容に下線がついておりますけれども、それは追記、修正をしているものでございます。

あと、第1回目の協議会の議事録についても参考にお配りしております。第1回の終了後に委員の皆様にご確認いただいた後、発言者の方のお名前等を消させていただいたものでございます。こちらで来週以降、区のホームページ、区政情報コーナーで閲覧に供させていただきますので、御承知おきいただければと思っております。

あと、12月に開催する区民ふれあいフェスタのチラシ、それから、せたがやノーマライゼーションプラン〈わかりやすい版〉も机の上に置かせていただいております。特にわかりやすい版の作成に当たりましては、デザインですとか文言を手をつなぐ親の会のSetagayaアミーゴ様の御協力をいただいて作らせていただきました。本当にありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

配付資料は以上でございます。

○部会長 ありがとうございました。皆さん、資料はお手元でございますでしょうか。

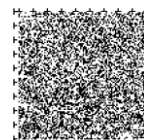
それでは、本日の案件に入っていきたいと思っております。

まず、1番目、大事な災害時の避難についてです。世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン、どんなふうに支援していくかについての御説明ですが、では、お願いいたします。

○保健医療福祉推進課長 世田谷区の保健福祉政策部保健医療福祉推進課長でございます。よろしく申し上げます。

それでは、避難行動要支援者避難支援プランの改定（素案）についての御報告でございます。

本日、お手元に資料が4点ございまして、かがみ文のほかに、別紙1で概要版

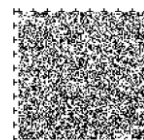


でございます。別紙2で今回の素案の本体の冊子になります。3点目が別紙3で新旧対照表、前回つくったプランと今回の素案はどこが違うかの見比べになっております。本日はお時間の御都合もあるかと思しますので、かがみ文に沿いまして説明を主にさせていただければと思います。

まず、災害ということで基本的な考え方としては、自助、自分の身を自分で守る、それから地域や近隣の人々による共助、そして行政による公助ということで、よく自助、共助、公助の考え方というのがございます。災害への日頃からの備えということで、御本人もさることながら家族ですとか地域の助け合いの意識の向上が災害対策の基本ではないかと考えてございまして、今申し上げた自助、共助、公助の役割分担と、そのさらなる連携ということで、さらなる安全、それから安心の体制を強化するというので、このプランについて世田谷区ではつくっています。

今回、かがみ文に2で改定の経緯がございしますが、国が今年5月に災害対策基本法、それからそれに関する関連の法令が改正されました。それに合わせまして、翌月、6月に避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、それから福祉避難所の確保・運営ガイドラインも併せて改正をされたところです。世田谷区におきましては令和元年の台風19号の教訓もございしますので、そういったところでの風水害の対策総点検も行ったという経緯もございします。今回、避難支援プランの改定の素案ということでお示ししているのですが、このプランそのものは平成22年に国の避難支援ガイドプランに基づきまして、区が全体計画ということで作りまして、最近では、もう5年前に遡ってしまいますけれども、平成29年にこの避難支援プランを1回改定し、その後そのままになっておりまして、今回の国の改正を含めまして、それに合わせる形での改定ということで今年度取組をしております。

国の改正を受けて区の避難プランがどう変わるかということが3の改定の主



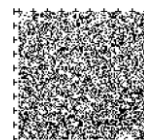
なポイントで、3点ございます。

1点目が個別避難計画作成の推進です。こちらにつきましては、自治体が優先度が高いと判断し、同意の得られた避難行動要支援者から、おおむね5年ということで国からは示されております。こちらにつきましては、区の計画は、今5年では長いのではないかと考えてございまして、来年度からの3年間でこの作成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、2番目の指定福祉避難所の設置でございますが、こちらも同じく国の法改正がございまして、避難行動の要支援者が直接老人ホームなど福祉施設に避難ができるよう、受入れ対象者をあらかじめ特定し、指定するという内容が今回盛り込まれましたので、それに合わせる形でプランの改定に当たり、区としてもこの取組を進めることを入れております。

3点目が風水害対策の強化でございます。こちらは避難指示の発令基準の改正がございましたので、それに準ずる形でこの避難プランにおいても同じように改正をしているところになります。

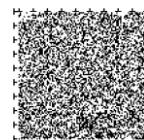
かがみ文の裏面を御覧ください。4のスケジュールでございますが、今、国の法改正に基づいて個別避難計画と福祉避難所、風水害対策ということで3つの柱がございます。令和3年度、今年度においてはそれぞれ検討ですとか調整ということにしてございまして、実際には来年度、4年からの3年計画でこの計画を作成すると考えてございます。作成の優先度につきましては、多摩川の浸水想定区域内に住む避難行動要支援者約500人を皮切りに、令和3年2月現在でございまして、約8310人の方を対象にこの個別避難計画の作成を考えてございます。この避難行動要支援者の内容なのですが、要介護4または5に該当する方ですとか、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯で要介護3など幾つかの条件がございまして。そういった方々をこちらで把握し、この名簿を3年かけてつくっていかうという計画でございまして。



今日お配りしている資料のうち、一番最後の別紙3の新旧対照表を御用意いただけますでしょうか。こちらは、今回おつくりしている素案の冊子のどこがどう変わるかということの変更点をまとめたものでございます。このプラン自体の冊子の構成が左側の第1章から第8章までございまして、第2章、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法で個別避難計画作成の努力義務化を追記してございます。それから、第5章、避難所における支援で指定福祉避難所の設置などが記載してございます。それから、第7章で風水害対策が入ってございまして、そこに「避難指示」への一本化ですとか、水害時の避難所の設置などの項目が新たに加わってございます。こちらにつきましては、後ほど冊子も含めてまたお目通しいただければと思います。

先ほども申し上げましたけれども、例えば、先行してつくっていかうと思っております多摩川の浸水想定区域内の要支援者500人ということですが、以前、こちらの想定区域内の管轄の総合支所より避難行動に関する意識調査のアンケートを実施しており、避難手段の把握などを既に取り組んでいる状況にありまして、これらの情報に基づきまして、来年度に先行して個別避難計画に反映させてつくっていくという状況で、来年4月から動くのではなくて、今手元にある情報を基に既に作業のほうは着手しているという状況でございます。

それから、国のほうである程度個別避難計画の様式が全国一律で示されておりますが、ここで示している内容が住所ですとか氏名、それから対象者御本人の配慮すべき事項という必要最低限の事項に限られていることもございますので、そこは区独自で、基礎的データを基本としつつも、対象者個々の事情ですとか支援者の方の所在地、緊急連絡先など、それから、細かいところ言えば家の間取りなども含めて、もう少し肉づけをするということでこの計画をつくっていきたいと考えてございます。



スケジュールなのですけれども、現在は素案ということでお示しし、9月、10月に行われました区議会にもこの内容で御報告を申し上げました。今11月に入りましたが、今日のこちらの協議会もそうですけれども、いろいろな団体のこういった会にお邪魔して、今、避難支援プランの素案について御報告、御説明をさせていただいております。忌憚のない意見をいろいろといただいております。そういったところを含めまして素案から案にということで、来年の2月に向けて今鋭意検討し、作成に取り組んでいる状況で、来年の4月以降からこのプランが新しく変わるというスケジュールで今作業を進めております。

以上で説明は終わります。ありがとうございました。

○部会長 御説明ありがとうございました。2年前の台風の被害は世田谷にも切実な課題だということを実に認識させられました。今御説明いただきましたが、支援プランについて世田谷は非常にスピーディーに取り組んでいらっしゃると思えました。改めて、御質問や御意見がおありの方はお願いいたします。

では、委員お願いします。

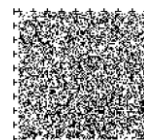
○委員 視力障害者福祉協会です。よろしく申し上げます。

今日は事前に資料をお送りいただいたので、音声で聞いたら大体40分ぐらい、いろいろ細かく書いてありました。

今、課長からの説明の中でも、実は8000何百人という対象者の中にも、当会の会員がもちろん対象になるということも、私も聞いておりますので、それを代表して幾つか質問したいのですが、この個別支援計画は具体的に誰がどのようにしてつくるのかという説明が出ていないように思うのです。

私たち視覚障害者だとちょっと勘違いしてしまうのは、例えば、同行援護の時間数だとか支援計画は相談支援事業所がつくってくださったり、セルフプランがあったりするのです。

今、課長の御説明ですと、国のひな形だと、例えば名前、対象者、住所、氏名、

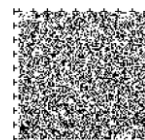


これだったらもしかしたら我々当事者でも、個別支援計画はセルフプランでもできるのではないかと思えることもあるのです。

ただ、これをどのようにしてつくるかというふうにしないと、あなたが対象者ですよと、多分、個別で保健福祉課だとかいろんなところから御案内があって、私が対象になるということでやることになると思うのです。ちょっと聞いた施設には、国がこの作成をする事業者が少なく、報酬単価も低くて大変なのではないのかという話がたしか出ていました。そうすると、サービス利用計画を策定してくださる世田谷区の登録の事業所はたしか40幾つ、50過ぎぐらいなので、なかなか難しい問題もあると思います。

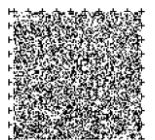
あとは、例えば、ぽーとだとかいろんな立場のところがつくらなければいけないのではないかということもあるので、この前の多摩川が対象ということであれば、そのような方たちに、まず、モデル的に具体的に進めるということがあるのかと思ったら、スケジュール感を含めて対象者を教えていただきたいのが1点目。

2点目なのですけれども、文章を聞かせていただいた中に、ちょっと気になったことがあります。今度、個別支援計画をつくった後に、災害は起きては嫌ですけれども、いつか起きてしまいました。では、そのときに、この個人情報とはたしか総合支所の保健福祉課が管理することだと思うのです。28の地域包括である社会福祉協議会が、この文章の中には確かに社協とかボランティア協会という言葉が出てきたのですけれども、この方たちもやはり個人情報は確保できないかもしれないけれども、やれるような位置づけではないのかなと思ったのです。社協と意見交換したとき、社協は個人情報はもらえないということに、壁があるとおっしゃっていました。ならば、これは区長の采配で、いざ災害が起きたとき、誰が誰を助けに行くのか、安否確認が取れるかというところは共助でやらなければまず無理ですから、その辺のところを今後どうやって対象者を広げ



るかということが一つの課題なのかなということと、民生委員だけではなく地域の福祉の推進員の方とか多くの方たちがいるので、私たちは社協が頼れるツールだと思っています。そうなれば、やっぱりその方たちもこういうところに入ってやれるようなことで情報があれば助けてもらうことだってできるのではないかなと思ったのです。具体的に何が申し上げたいかといったら、2年前の台風19号のときも当会の会員が9名対象になりまして、逃げることができずに大変な目に遭った人もいました。そのときに助けに来てくださったのは誰かといったら社協なのです。そのぐらいの位置づけがあるので、やはり社協のウエートというのは、区長がお決めになることかもしれませんが、ぜひその辺のところをやっていただきたいということ。

最後に、数字のことなのですが、例えば、要支援者の登録というのは、町会、自治会が世田谷区から同意を得て、今95の町会が動いていると思います。95の町会が対象になりながら、残りの100というのは社会福祉協議会が何かあったときは対象になっていると書いてあるのです。だったら、こうやって分けるのではなくて全部パーシャルで考えながらやれるようなことは大事なのではないかと思っていたのです。自助、共助を含めるということに対することがまだまだ壁があって、社協もボラ協も一生懸命やっているけれども、区からの情報がもらえなかったら助けに行くことはできないよということと、日頃から向こう三軒両隣でお互いのことを理解するには、社協なくしては、5000人を超えていると思いますけれども、その職員だけで助けに行くことはなかなか難しい。それから、警察、消防も書いてございますが、いざ危機管理が起きたとき、警察、消防は我々のことは助けに行くことはできないと言っています。ということになると、町会のマンパワーが必要であるために、やらなければいけない問題というのがあるように思いましたので、この素案の中にも、今後、対象者がどのようにしたらみんなで自助、共助、公助で助けることができるかということも議論



になると思うので、登録した後もやっぱり我々のような障害者団体とかにヒアリングをしていただき、やるということ。

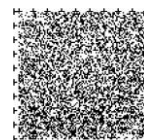
あと、最後にごめんなさい、質問したかったのは、私たちも障害者の団体なのですが、事業所ではございません。事業所ではない団体がどのような関わりを想定しているのかを可能ならば教えていただきたい。

4つになりました。教えてください。お願いします。

○保健医療福祉推進課長 御質問ありがとうございます。

今いろいろいただいた中で、まず1点目の誰がつくるか、主体性というところでは、今先行して、先ほどの御説明の中では多摩川の想定というところで総合支所のほうがアンケートを実施して、それを基に御本人の個人情報をお聞きした上で、来年に向けて計画書をつくるに当たって、今、土台となる部分をつくっていただいていますので、基本は区になろうかと思えます。先ほど申し上げた国の様式が基本的な部分しかないということも含めて、区のもう少し細かいところを載せるのであれば、国の5月の方針の中では専門的な職種の方にヒアリングするというので、例えば、ケースワーカーの方とか、あんすこのケアマネとか、そういった福祉の人材も活用した上で一緒になってつくっていくということなので、そういった専門的なお力も当然必要だろうと思っていますので、こういった方々に御協力いただけるかということを含めて今検討しております。

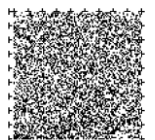
2番目の計画をつくった後の個人情報の管理ということで、この素案の中でもお示ししていますが、社会福祉協議会ですとかボランティア協会、それからあんしんすこやかセンターの3者の連携は欠かせないということで、記載もさせていただいておりますが、やはり個人情報の関係で区の個人情報の条例もあり、情報の共有の在り方がなかなか難しい部分は正直ございます。今、御指摘がございましたが、持つべき情報というのが、区の総合支所の保健福祉課とかに



なりますが、それ以外にも、例えばまちづくりセンターですとか、できればですけども、今後、関係するところにも情報共有ができないかということで、個人情報観の観点も含めて、なるべく多くの方に共有できて、いざというときに助けられるかどうかというところで、共有の在り方についても同時に検討させていただいていますので、特に個人情報シビアな問題もございますので、その持ち方については今検討させていただいている状況でございます。

それから、3点目の町会の話でございますが、現在、私のほうで把握している状況ですけども、今年7月現在の数字で恐縮ですが、町会・自治会が今195団体ございまして、そのうち同意されている町会が102ございます。約5割ぐらいなのでですけども、締結した町会については名簿というのがあるのですが、そこはあくまでも希望なり同意を得られた町会・自治会の御協力があってできているもので、残りのところが区のほうの働きかけをしつつも、例えば、町会の高齢化問題ですとか担い手の問題、それから実際に本当に災害が起きたときに自分が地域の方々を助けに行くのが難しいとなると、協定をしたくてもちゅうちょしてしまうという現実問題がございます。そういった中で、区としては最低限の情報源としての連絡先は把握できているのですけれども、同意をなくしてはこの計画づくりは進められないので、主たる所管部は保健福祉政策部なのですが、やっぱり総合支所の部分も大きく関わってくる部分がございますので、5年というところを3年で前倒しして取り組もうということで、今、関係部署を集めて検討部会とかを開いてやっていますので、そこは多くの団体なりが関わってできるような形で進めたいと考えております。

それから、最後の4点目の発信した後ということで、先ほど、今回、素案について議会に報告するとともに、いろんな団体にこういう場をお借りして御説明を申し上げ、意見を頂戴しております。完成が来年の4月以降ということなので、実際にその計画をつくるに当たっては、先ほど申し上げたとおり、いろんな



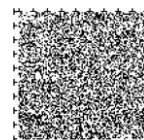
専門職の方ですとか福祉の人材の活用ということも国がお示しされていますから、そういったところでお力添えいただければこちらありがたい部分は正直ありますので、そういった区ではできない取組と考えてございますので、そういったところでまた御協力、御助言等をいただければ幸いです。

4点については以上です。

○部会長 御説明ありがとうございました。ということで、プランをつくる人とか情報の共有等についてはまだ検討中だということです。社協の位置づけ等については委員の御意見なども参考にさせていただきたいと思います。当事者団体についての御説明なども含めて、何か改めて御発言はございますか。お願いします。

○委員 コメントなのですが、私ごとなのですが、団体の中で心配なのは、町会がせつかく区の調定に同意をするということにしてあるのですが、私も地元で防災塾のメンバーとして力を発揮させていただいています。でも、町会は正直言って老老なために、障害者を助けることまではできないとよく言うのです。僕が思っていたのは、当会もNPOですから助けてくださる健全者の方もいます。そうすると、この前の19号台風のときもちょうど土曜日に発生しました。役所はやっていらっしゃらなかったのも、私たちの団体でも安否確認とかいろんなことをやっているのも、当会も会員名簿を中心に安否確認ということは連絡網を取って体制づくりをしてあるのです。それと、確認したいのですが、例えば、ホームヘルパー、ガイドヘルパーの事業所だとかも利用者の会員、非会員ということを含めて情報をお持ちでいらっしゃるような気がするのです。そういう方たちにも併せてやっていかないと、作成する計画が、例えば、外出のための計画なのかとか、自分が対象かどうかは結構分からないのです。

それから、ちょっと苦言になってしまいますが、私の地元のところだったの

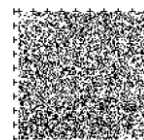


ですけれども、私も要支援者の立場です。登録した後に民生委員の方との方がどんな状況になっているかということを確認に行くことになっているのですけれども、残念ながら一度も来ていないということが起きました。そのために、私も障害当事者で、町会と一緒にその方のところに行こうよという努力をしていかないと、行政が一生懸命同意の情報をつくってもそれを磨くことができなかつたら、絵に描いた餅では痛ましいことにならないことを願いたいので、障害当事者の団体に属している方もやはり関わりを持って、自助、共助、公助ということを実現しなければ、これは8000何百人というだけのことでないような気がします。なので、世田谷らしさのこういったプランを、5年をもっと早くつくるということであれば、我々障害当事者もお誘いをいただいて、団体の機動力も発揮していただくことができたらいいのではないかと思って、私どもは協力したいと思っております。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。ということで、当事者団体の方なども協力をしてくださるということです。実際やってみないと見えないところは多いのかとは思いますが、ぜひいろんな力を御活用いただいたほうがという気はいたしました。改めて何かございますか。お願いします。

○保健医療福祉推進課長 御意見ありがとうございます。先ほども御説明で申し上げましたが、福祉の専門職の方ですとかいろんな人材を含めてこの計画をつくるということですので、今、そういったお話をいただいたのはありがたいと思っております。また、民生委員の活用も、当然、地域の中のことを御存じの方の役割としてあるかと思っておりますので、こちらについても、実は今月、民生委員の会合がございまして、同じように説明に上がって御協力を求める機会をいただいておりますので、こういった御意見を含めていろんなところでフィードバックしたいと思っております。御意見ありがとうございました。

○部会長 よろしくお願いたします。

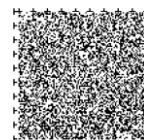


案件の1の災害時の避難支援に関して、ほかに御意見がおありの……。

○委員 東京都自閉症協会です。

この会議でも何度か申し上げているのですが、私は自閉症の会なのですが、自閉症をはじめとした発達障害の人たちの中には、感覚の過敏だったり、パニックを頻繁に起こすなどの理由で、災害時に避難所生活ができない方が結構いらっしゃるって、車中泊になってしまったというのがいろんなところで報道されています。これを見ると、多分、知的障害、精神障害の中にそういう方々も含まれているのかもしれないのですが、ただ、地域の方もあまりそういう事実を知っていらっしゃらないということもあるので、ぜひどこかに自閉症をはじめとした発達障害という文言を入れていただいて、民生委員の方とか地域の方に知っていただきたいということと、知的障害を伴わない方で手帳の度数には行かないけれども、かなり避難所生活は厳しいという方がやっぱり一定数いらっしゃるんで、要配慮者には当たらないのだけれども、苦勞された方がいざというときにどこにSOSを出せばいいのかという場所はどこを想定されているのかということをお尋ねしたいです。

○保健医療福祉推進課長 今日お示ししている避難行動の要支援者プランというのは、あくまでもさっき申し上げた8400人の方を対象にして、今、委員おっしゃるとおりで、一般的な高齢者とか障害者というところで、当然、それ以外に要配慮者、例えば、乳幼児を抱えている方とか妊産婦、外国人と色々な方が入ってきます。例えば、障害の中でも、精神障害とか、知的とかいろんな種類がありますが、そういったところについては、一般的な避難所に一時的に行く形になりますが、そのときに、大勢の中に入ると環境が変わってなかなか難しいということであれば、例えば、違うフロアで1部屋そこだけ充てるといったことを今、災害対策課のほうも考えていまして、そういったところで配慮をするというのがございます。今回、この避難行動要支援者については、先ほど申し上げた



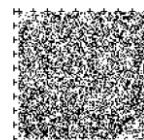
高齢者の要介護度が高い方ですとか、あと、障害者の方ということで福祉避難所というまた別の観点がございます、そちらは、例えば、今協定を結んでいる施設をお借りして、一般的な避難所ではなかなかいられない方がそちらの施設に一時的に行っていただくという取組も、今回新しく指定福祉避難所ということで国も変わってきましたので、そういったところで区分けをしていくというところで配慮はしたいと思っています。ただ、今おっしゃっていただいたように、最初に行かれる一般的な学校とかの避難所については、体育館じゃなくて違う教室を借りるといった手はずは、配慮はできるとしています。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 自立の家です。ちょっと教えていただきたいのですけれども、資料の40ページのところです。福祉避難所の一般的な流れということで、上のほうに表があります。こちらの区の役割というか災害対策の関係について、こんなにいろんな災対の部署があるのだと思っているのですけれども、この災対本部の全体像がこの表からはなかなか読み取れないというあたりで、これを御説明いただきたいということが1点です。

2点目が、47ページにあります在宅避難への支援ということで、この表についても先ほどの方のお話に出ていましたけれども、いざ事が起こったときに我々はどこへどのように行けばいいのかというのが、この表からは読み取れないというあたりを教えていただければと思っております。

町会・自治会の支援ということで、安否確認が中心となっていくということなのですが、やはり実態からすると、各町会・自治会については高齢化が進んでおいて、なかなかそこまで手が回らないというお話を聞いたりします。そういった場合、個人情報取り扱いのところがとても大事な話になってくると思います。先ほどの40ページのところにちらっと拠点隊ということで書いてあります。この拠点隊というのはまちづくりセンターにおける拠点隊な



のか、地域本部の拠点隊というのが書いてあるのですけれども、これはどういうことなのかということも、併せて3点お伺いしたいと思います。

○保健医療福祉推進課長 御意見ありがとうございます。

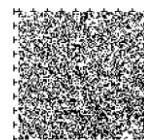
40ページの参考の図ですが、確かに細かくなっておりまして、分かりづらくなっているのは申し訳ございません。区の役割としていろいろな組織がございまして、私どもが今説明している部署が災対保健福祉部になりまして、実際に避難計画とかでやろうとしている総合支所、区内に5か所ございますが、そこが災対地域本部という名称でございまして、28か所ありますまちづくりセンターに拠点隊と言われる人を充てるというところになります。実際に起きたときには、私どもの保健福祉政策部が避難所の開設要請ですとか、支所が声かけするとか、そういった動きになりますので、今御意見いただいた流れについては、もう少し分かりやすくしたほうがいいかと思っておりますので、そこは工夫させていただきたいです。

47ページの在宅避難の図も同じく、これは一般的な避難の流れということで、先ほど御意見をいただきましたけれども、学校などに指定避難所ということで行かれる一般的な流れですので、おのおのどこにどう行く場所がというのは確かにおっしゃるとおりだと思いますので、そこはなかなか書き切れない部分が正直ございまして、一般的な事例ということでこのページでは記載をさせていただいていますので、そういった御指摘はありましたので、何か工夫できるようなのであれば考えたいと思います。

○部会長 ありがとうございます。まだ、この後いろいろ検討して下さるということですが、よろしいですか。

委員、先ほどの御説明に関しては何か補足とかはございますか。

○委員 同様のことなのですからけれども、47ページの図の中では、現実的にどのように行くのかというのがいま一つよくつかめないということと、やはり事前



に要支援者をつかむということはなかなか難しい面もあると思うので、その名簿には掲載されなかったけれども、実際に福祉避難所に行かなければならない人とか、福祉避難所にも行くことができない方を誰がどのようにさばっていくのかというのが、私がつかめていないだけかもしれないのですけれども、分かりづらいので、今度教えていただければと思います。

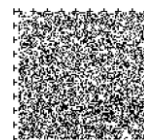
○保健医療福祉推進課長 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

○委員 指定の福祉避難所に直接行けるようになったというのはすごくいいなと思っていたのです。一般の一時避難所からまた行かなければいけないというので大変だという話が前から出ていて、なったのですけれども、これはその人がどこに行くというふうに決めるのだろうかというのが分からなくて、住まいのすぐ近くでというふうに決めるのか、障害特性にすごく対応できるような施設があるのだったらそこなのかとか、それから、この計画はいつも難しいと思うのは、いつ起きるかというときに、その人がどこにいるかという問題になってくるのです。そうすると通所先なのかとか、そういうのはどうやって特定と決めるのだろうかというのが疑問になりました。

○保健医療福祉推進課長 御意見ありがとうございます。指定福祉避難所の指定というのが、今回、国の法改正の中の新しい項目として挙げたというのは、先ほどの御説明のとおりでして、今、実際に世田谷区では高齢者施設で60か所と障害者施設で42か所が協定先ということで結んでおります。実際に施設によっては入所型のところもあって、老人ホームですと既に入居者がおられるので、例えば、地域の方を受け入れるとしても、正直な話、100という数字は難しいと思っています。要は空いているスペースに一時的に地域の方が入ってくるというところですので、例えば、施設によっては空いているスペースの規模にもよ



ると思いますけれども、10人ぐらいしか受け入れられませんとか、頑張っても30とか50というところもあるでしょうし、もしかしたら2人とか3人が限界という施設もあるかと思います。今申し上げた高齢施設と障害を合わせても100ぐらいのところ、本当にこの数で足りるかという、正直足りないだろうとは思っていますので、これを1つでも2つでも広げるのはやっていかなければいけないだろうと思っています。

それから、受け入れる施設のほうも、今回、国のほうではあらかじめ特定した方を受け入れるということで、何か事が起きたときにこの人とこの人が施設に来るとというのが事前に分かるというところで、その内容についても公示して、この人しか受けられませんということであらかじめ決めてしまうということなので、施設側としても、例えば、何人来るだろうというところではなくて、この人数しか来ないということであらかじめ準備をしていただけたところなので、そこが今までと違う負担になります。ただ、冒頭申し上げたように、受入れの人数が区民全体を考えたときに合わないというか、多分、施設の数と実際に避難される方の数を見合わせたときには違うだろうと思っていますので、そこは地道ながらもやっていくしかないだろうと思っています。

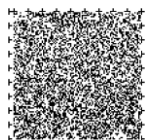
○部会長 今の御説明について何かございますか。

○委員 多分そうだろうと思って読んだのですけれども、全然足りないだろうし、実際機能できるのだろうかという不安、図式はつくったとしてもそのとおり動くということはある得ないと思っています。

○部会長 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

○委員 今の件なのですけれども、いつ来るか時間とかが分からないということで、実際に通所施設に通所しているときに、例えば、20人、30人の施設だったらその30人をそこに置いておく。それに加えてほかの方を受け入れるというふ



うな考え方をすればいいのでしょうか。それとも、災害時には通所している人
たちを家に一旦必ず帰して、その後、一般の人を受け入れると考えるのでしょ
うか。

○保健福祉政策部次長 保健福祉政策部長次長です。

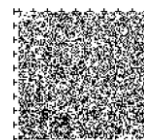
水害と地震で多分状況は違いますが、今は地震の話だと思います。まず、もし
通所時間帯に起きた場合を想像していただきたいのですが、道路等も使えなくな
る可能性がありますので、多分、自宅に帰るといのがかなり難しい状況にな
るかと思えます。そうすると、帰宅困難者でもそういう考えですが、やはり発
災後3日間は移動できないというのが前提で考えなければいけないと思えます
ので、今のお話からすると、施設が大丈夫であるならば施設でそのまま避難し
ていただき、お迎えを待つというふうになってきます。その間でスペース等が
あれば受け入れていくという話になります。これは災害対策なのできれいごと
を言ってもあれなのですが、やはりそういった状況を考えながらでき得ること
を考えなければいけないかと思っています。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございました。

○委員 薬剤師会でございます。

在宅療養者の支援についてなんですが、例えば、医療的ケアをされているよ
うな患者さん等々、今こちらを読んだところ、かかりつけ医とか訪問看護ステ
ーション協力の下、人工呼吸器とかの方々のリストをつくって個別計画をする
というお話なのですが、停電になった場合の対処も書いてありますけれども、
そうした場合に病院との協力というものが盛り込まれていないのですが、その
辺はどうなっているのかお聞きしたいです。災害拠点病院が世田谷区は3つあ
ると思うのですがけれども、その辺との連携は、例えば、医師会を通してやるもの
なのか、それとも直接病院のほうに協力依頼をされているのかどうかお聞きし

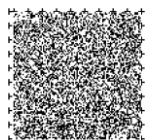


たいのです。

○保健福祉政策部次長 担当所管がないのであれですが、災害拠点病院は、地震が起きたときに、区内に災害拠点病院が3つだったか、すみません、過去の記憶なのであれなのですけれども、指定はされています。ただ、例えば、在宅医療の方がいらっしゃったときに、そこと直接できるかという、医療機関にはかなりの連絡等が入ってしまう、ましてや通信がそもそも途絶える可能性がある、恐らく直接やり取りはできません。そういった意味では、電源等が必要な方については、ある意味、御自宅が大丈夫であればそこで何とかするしかない。電源の確保が必要であるならば、そこら辺にヘルプをかけて何とかしないといけないというところです。医師会については、災害拠点病院にトリアージをするための施設をつくったりするので、そこに行っていたりとか、区内の小中学校20か所で医療救護所を立ち上げることになっていますので、そこに来ていただくこととなります。実際は、診療所等が行われているときに地震が起きれば、もしかしたら診療所から離れられないかもしれませんが、そういった意味では、地震の場合にはやはり全ての機能が動けないという前提の下です。ふだんの連絡体制とかはなかなか取れないという前提で考えていかなければいけないかと思います。そういった意味では、ちょっと言いづらいのですが、自助、共助の部分がかなり連携をしておかないと、こういったものは対応ができないと思っております。

○部会長 ありがとうございます。大事な御意見をたくさんいただいておりますが、委員、どうぞ。

○委員 前の東北のときに、うちは、子どもはもうそのときはいなかったのですけれども、あのとき重症障害児センターの通所の人たちは発電機をお買いになっています。それから、ガスボンベですか、呼吸器を使っている人はそういう手立てはついている方は多いと思います。とにかく電源、ガスボンベ、自分のう



ちにはなかったものを大分備えていらっしゃる方はとても多いと思います。

大体今、施設では帰れなくなった場合を想定して、二、三日分の薬はたしか置いてあるはずですが、それから着替えももちろん置いてあるはずですが、それから、あのときのことを経験した方は大変だったということをよく覚えていらっしゃるからまだいいのですけれども、それを経験していない方は大変なことになるという想定が逆にできないです。あちらの遠いほうの地震でも東京であれだけの混乱があったわけですから、本当に大変な思いをしたいと思います。

○部会長 委員、ありがとうございます。これは本当に大事なテーマなので、まだ御意見はありますかと思います。今、障害がある方の生活がよくお分かりの立場でいろいろ御意見をいただいているので、さらに個別にヒアリングなどもしていただくといいのかと思いましたが、事務局、何かございますか。

○保健医療福祉推進課長 いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。この会に限らず、いろんなところでこういったお声を聞きながら計画をつくっていくということなので、個別に、団体ごとにとのお話もいただきましたので、その辺は所管部も含めて検討させていただければと思います。本日はありがとうございます。

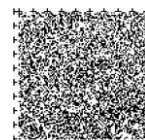
○部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今日意見を提出できなかった方は意見シートなどもございますので活用していただきたいと思います。2番目の案件に入らせていただきたいと思います。2番目は、国の地域生活支援拠点に当たる世田谷の地域生活支援機能の検討の状況ということで御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長

それでは、資料で御説明をさせていただきます。

1の主旨でございます。障害者の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、当事者、御家族の不安解消や緊急時の対応など、安全安心を確保していくために、障

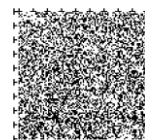


害者、障害児の地域生活支援をさらに進めることが必要となっております。この間、関係者の方々に御意見をお伺いしてまいりましたので、一つのまとめとして御報告させていただくものでございます。

2の支援機能の強化の必要性で、特に2つ目のポチのところです。御意見をいただいておりますので、その中で、やはり緊急時の相談支援、受入れ対応等の体制を構築するということをやっていきたいと思っておりますし、また、事業所さんの負担軽減も必要となっておりますので、世田谷区の地域特性に合った支援機能を目指していきたいと考えてございます。

その考え方といたしまして、(1)の仕組みの構築でございます。2つ目のポチを見ていただきますと、区は人口規模、面積も大きく、また地域資源もたくさんございますので、1つの拠点に全てを集約するというのはなかなか難しいと。この仕組みの構築に当たりましては、基幹相談支援センターほかいろいろと地域資源がございますので、ネットワークを図りつつ重層的な支援体制を形成して面的な整備を行うことによりまして、区内1か所の整備を目指していきたいと考えてございます。世田谷区は地域単位というのがございますので、基本はこちらなのですが、障害の種別ですとか専門性によっては、全区的にカバーするという必要もあると考えております。それぞれいろいろと地域で検討を進めた上で、令和4年度に重点的に取り組む地域というのを考えまして、そこで試行錯誤しながら、令和5年度以降で区内全域に広げていきたいと考えております。

(2)の課題ですとか意見等についてでございます。幾つか書いてございますけれども、いろいろと整備状況を見ますと、2ページ目になりますが、数的には一定程度あるのですが、拠点の機能としては不足する面もあるかと思っております。親亡き後の障害者本人、御家族の方の安心のためには、新しい機能の付加ですとか強化、あとはコーディネート機能も必要となるでしょうし、あと

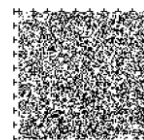


は見える化も必要かと考えております。それから、短期入所施設、グループホーム等の拠点の機能の確保に必要な空き状況によりましては、随時把握しているという状況で統一して把握する仕組みがなかなかないということもあります。そんなところも現場の事業所では御苦労されているという状況でございます。いろいろと対応を行っている中で、短期入所の受入れの調整を行うに当たっての緊急の相談も、令和2年度で調べてみたところ、おおむね月に26日ということで、ほぼ毎日何らかの形である状況でございます。そんな状況も集約した上で利用者の方をぜひとも伴走するような形で、緊急相談の専門ノウハウを持った機関の対応が必要と考えてございます。それから、次のところは事業所、当事者の方、御家族の主な意見ということで幾つか書かせていただいております。緊急短期入所の施設を利用できる仕組みですとか、ワンストップで相談できる、あとは金銭管理を含めた仕組みですとか、地域の見守り体制、こんなところの御意見がございました。

こういったことを含めまして優先して確保すべき機能として令和4年度の取組と考えておりますのは、喫緊の課題と考えております相談対応ですとか緊急時の受入れ対応、地域の体制づくりの3つの機能を優先的に進めていきたいと思っております。その他必要となる機能の体験の機会ですとか専門的人材につきましては、進捗状況を見ながら、令和5年度以降に整備するというように考えていきたいと思っております。

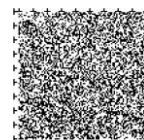
その下にございますイメージ図です。以前は、国の資料を基に面的整備ですとか、集約した形での整備ですとか、お示しをしたところですが、世田谷区に置き換えると、左には基幹相談支援センターですとか保健センター、短期入所施設等々がありつつ、地域、地区でそれぞれ連携して整備をしていくのだろうというような簡単なイメージ図を作成してみました。

3ページ目を御覧いただきますと、具体的な内容となります。①が相談対応



でございます。相談支援事業所等々で日常の生活面でもかなり大変な御苦勞をされておりますけれども、緊急対応も必要な場合を含めて対応できるように、それをつなげていける体制を構築していきたいと考えてございます。具体的には短期入所施設への受入れ調整につきましては、利用者の様々な状況、あとは受入れ施設の空き室の情報が必要になりますので、そういったことを把握して適切に対応する仕組みが必要になりますので、コーディネートする機能、仮称ですけれども、緊急時対応センターというものを一つ設けていきたいと思っております。一日中ということが目標になりますけれども、現時点ですと利用頻度が多い日中の時間帯、朝から夕方にかけてのところでもまず始めさせていただいて、また御意見をいただきながら、休日ですとか夜間のほうに広げていきたいと考えております。

②についてございますが、緊急時の受入れ対応ということで、施設としては、空き床ですとか支援者を確保するために、なかまっちですとか生活支援ホーム世田谷、東京リハビリテーションセンター世田谷との連携を図っていきたいと考えております。この短期入所施設に移動が困難な障害の方もいらっしゃると思いますので、介護タクシーの手配も必要になってくるのではないかと考えております。また、短期入所施設への受入れそのものが難しい方、重度の障害者の方、医療的ケアの方がいらっしゃる場合には、御自宅、在宅での介護等のケアを行う専門サポーターと仮称で呼ばせていただきますけれども——要はヘルパーです——こういった派遣も必要になるだろうと考えております。そもそも緊急と申し上げておりますけれども、緊急時の捉え方によって利用者の方がいろいろと混乱することがあってはいけませんので、緊急時のほうを考えているところなのですが、今のところ、例示ということで幾つかお示しをさせていただいております。こちらについてもまだこなれていないというか、分かりにくいところもございますので、より精査をしていきたいと考えております。

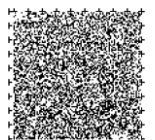


それから、3つ目の地域の体制づくりでございます。2つ目のポチでは、機能や担い手の見える化ですとか、あとは地域のぽーとの会議もでございますので、そういったところを参考に、参加者の拡充ですとか、機能を担っていただく事業所さんの横のつながりをつくれるような新たな連絡会の設置についても必要だろうと考えておりますので、検討していきたいと思っております。

おめくりいただきまして、そういったところを一つのイメージとして掲載させていただいたのがこのイメージ図になります。左に緊急時対応センターがございまして、そこを取り巻くところで緊急時の受入れ対応ですとか、あるいは専門人材等々、相談等々がございまして、つながっていくようにできればいいと思っております。

5ページ目になります。経費についてです。今申し上げた緊急時対応センターのコーディネートはなかなか専門性も高いので、難しいかと思っておりますので、こういった金額を見込んでおります。専門サポーターも300万円ほど、タクシーですとか、もろもろ、シンポジウム等々ございまして、こういったところを目標にさらに精査をしていきたいと考えております。下のほうに米印がございましてけれども、3つ目を見ていただきますと、事業所が地域生活支援拠点等の機能を担うことになります。そのために事業所がそれぞれ持っていらっしゃる運営規程に拠点の機能を担うということで位置づけしていただいて、区に届出をして、区が認めさせていただく、そんなことも必要となりますし、また、事業所の内容ですとか運営状況等の公表も必要になります。こうしたことで拠点の機能を担う事業所となりますので、それで報酬の加算につながっていくのでございます。

今後のスケジュールといたしましては、こちらには推進協議会は言葉としては書いておりませんが、地域保健福祉審議会の前には推進協議会がございまして、2月にも同様に御報告させていただきつつ、骨子案、そして来年の



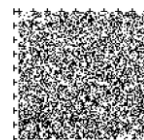
4月頃には素案、そして重点地域をどこにするかというのも明確にしていきたいと思っています。5月、6月にはシンポジウムをさせていただきながら、また御意見をいただきつつ内容を深めていって、案という形でつくった上で、案に基づいて重点地域で試行していきたいと思っています。5年になりますけれども、3月から4月にできるだけ早く世田谷区として世田谷らしい地域生活支援拠点ができるといいなと思っています。

実はつい先週の11月5日に専門家会議を設けさせていただいて、こちらの推進協議会からもお二人の先生、あとは区民委員の方にも御出席いただきまして、本当にありがとうございます。御意見を幾つかいただいておりますので少し紹介させていただきますと、専門家会議に参加していただく区民の方を募集するときに、アンケートを取ったりしたのですが、アンケートのこちらの設問の設定の仕方があまりうまくなかったのもありますし、あと、まとめ方がうまくなかったというのもございまして、その結果として出てきた回答が就労の回答が多かったのもありまして、そうすると、こちらの今申し上げているところとの整合とか、そんなところもお話をいただいたところです。それから、拠点の機能のうち地域の体制づくりなのですが、専門の機関等々はもちろん必要だと思うけれども、地域の住民の方の力も必要なのではないかという御意見もありました。それから、医療的ケアについてもぜひ対応してほしいと。だから、専門人材の確保、育成に当たっては医療的ケアも視野に入れてほしいといった御意見もいただいたところでございます。

説明は以上になりますけれども、もしよろしければ先生方から補足等々がございましたら、お願いしたいと思います。

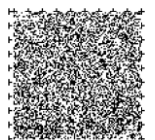
○委員 和泉短期大学でございます。

今、課長からお話がありました地域生活支援拠点でありますけれども、一言で言うてしまうと、これは今までの障害福祉サービスの中での穴といいましょ



うか、制度と制度のはざまにあるようななかなか対応ができなかったところを埋めていこうということでした。3ページにありますけれども、特に緊急対応のところが大きな問題だという声が上がりましたので、相談のところ、そして、そのための緊急時対応センターをつくり、そして、実際の受入れ場所、②にありますショートステイ、また、今回、世田谷らしい取組だと思っておりますのは、在宅で支援を受ける人のための専門サポーターをホームヘルプサービスの事業所等との連携の中であつていくという構想が出ています。また、移動が困難ということで、移動についても手配ができる形になっているのは画期的なものではないかと思っています。箱、居場所、それから移動のところがつながれているというのがあります。③では、ふだんからやっぱり地域の中でのネットワークがなければ、この緊急時対応センターをつくったとしてもなかなか難しいであろうということで、このようなネットワークづくりのところも出ています。

ただ、最後に課長がおっしゃってくださったように、左側の2ページ目に図がございますが、その上の2行、なおのところからありますとおり、体験の機会・場ということで、例えば、グループホームなどでの生活、あるいはひとり暮らしに向けた生活のトレーニングだとか、あるいは今医療的なケアという言葉も出ましたけれども、そういったことを緊急時にも担える専門的な人材の確保というところはまだ見通しが立っていないといいたいまいしょうか、今まで御説明した機能を全部一遍にやるのは正直なかなか難しいというところで、まずは非常に声の大きくて現実問題としてすぐ対応しなければいけない緊急時のところをやっていただきました。また、私も実は会議に出ていて日中の時間帯だけで大丈夫なのかということがありましたが、まずはここから始めて、地方のデータを調べていただきましたら、夜間の対応は必ずしも多くないということもありました。でも、それが必要であればどういう形でいいのか。また、先ほど御説明



いただいた地域相談支援センターのぽーとの方々はほぼ24時間の対応を今しているのですが、要は既存のサービスとの連携もしっかりやらなければいけないということが話されております。

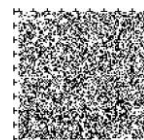
こういう言い方はよくないのですけれども、まだまだこれは穴があるのかと思っています。それを少しずつ埋めていくということで、まず第一歩が踏み出された、そのようなところかと思っています。すみません、長々と話してしまいました。

○委員 埼玉県立大学でございます。もう一人の委員と御一緒に専門家会議に参加をさせていただいております。その委員は座長をされております。

今おっしゃったとおりで、これ以上私から申し上げる部分はないのですが、印象としては、区民のアンケートに答えていただいた方からも、区民委員として、まさに障害者福祉そのものの専門というよりは、一緒にその問題に向き合っていく区民としての専門性を生かしてという御紹介があったのがとても印象的でした。これは面的整備ということで、地域生活支援拠点そのものの大がかりな装置をつくるのではなくて、地域の中に既存のものが、しかし、ばらばらに動くのではなくて、それらを包括的にうまくつなげて展開していくというのが、今回の地域生活支援機能の面的整備のイメージだと私も理解しました。

特に専門性の部分が非常に問われてくるのですけれども、緊急時に緊急時対応センターのような形で不足部分をきちんと埋め合わせていくことは大事ですが、先ほどの災害時にも関わる事として、やはり隣の方、近所の方が緊急事態に気がついてくれて、そこでできることをやっていただくという関係性みたいなものが最終的には目指されていくのかなということも併せて感じたところでございます。

○部会長 ありがとうございます。世田谷の今までの社会資源をうまくつなぎ合わせて、世田谷らしい支援のネットワークができるのかと思いました。今の



御説明に関して御質問や御意見がおありの方、お願いいたします。

では、先に委員が手を挙げてくださいました。その後、順番にお願いいたします。

○委員 3ページの②の短期入所施設への受入れの専門サポーターについてなんですけれども、この場合、在宅でとなっていますけれども、緊急で受け入れていただきたいときは親が自宅にいられないときが多いと思うのです。その場合に自宅に来られても困ってしまって、短期入所の施設で断られる理由として、私たちの場合、介護する人がつかないと短期入所を受け入れてもらえないということがありまして、短期入所の施設自体にこのサポーターといいますか、人を派遣していただきたいということを追加できないでしょうか。

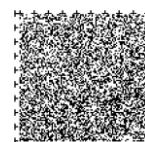
○部会長 という御要望ですが……。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。その辺の視点はなかったように思います。今回のコロナのときに私どものほうで在宅介護要支援の事業みたいなのを立ち上げてまして、そのときに施設はそれぞれの施設に入っているのですけれども、別のところからヘルパーを派遣するというのも考えてきておりますので、そんな仕組みも使えるのかと今聞きながら思いました。引き続きおっしゃっていただいたことを含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

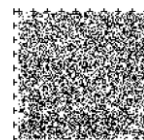
では、委員、お願いいたします。

○委員 今、コロナの話が出たので、この場で本当はふさわしくないのですけれども、実は、視覚障害者のうちの会員2名が今回濃厚接触者という疑いで、御家族の方が陽性者、そして狭い家なので、濃厚接触になりますので、その方はお子様が障害の方です。それで、そのお子様を守るということで、一時的に避難ということで、ぼーとに相談しました。ぼーとはその方を1週間しか受け入れら



れないということで、残念ながら施設を転々とされてしまったのです。それで、御家族の方が2週間の隔離を明けるまでは、そのお子様、障害の方は何もなかったのですけれども、相談というか、先ほどの中に東京リハビリの話が出ていましたけれども、実際、東京リハビリで受入れができないのかという話があったのですけれども、実はこちらの障害の方は東京リハビリのところに通所をしているのです。にもかかわらず受入れができないというのはなぜだといったとき、濃厚接触が出たら施設はパンクだということで、取りあえず世田谷の施設ではなかったのですけれども、助けていただきました。これはありがたかったと思います。それで、こういうふうになったときは相談支援も含めて一体どこに駆け込んだらいいのだろうということで、私も会長ですので、相談を受けました。私も悩んで分からないのでぽーとに聞いてみたのですけれども、ぽーとでは手に負えないよねということがありまして、何とか知っている方を通じて受入れができたというのがございましたので、東京リハビリが書いてありますが、中でもシクラスターでも出たら、その施設は閉鎖です。だから、受入れができないときにどうするかというような、今回のようなコロナということは収束があればいいんですが、もしかしたら6波でまたあるかもしれないというような体制は、本当の緊急度でありますけれども、これは本当にしっかりしないと、また今年の冬は怖いのではないかということが1点目です。

2点目として、私どもは前も障害者地域生活課長にも御相談させていただいたのですが、グループホームの問題というのは、私どもの視覚障害者のグループホームは残念ながらなかなかないのです。各県に一つぐらいしかなくて、東京の場合は青梅に聖明園というものがあります。ただ、聖明園にもなかなか入れずに、残念ながらなんです、2週間前に、御高齢の方だったので、おひとり暮らしで、病院で2名の会員が他界しました。本当に誰にも会うことができず1人で旅立っていきました。こんな話が相次いで私に入ってきたとき、この人

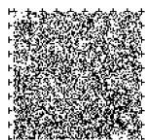


は本当はグループホームとかみんな生活したかったなということが、僕にとっては会長として本当に寂しいことでした。これは世田谷の世視協だけの問題じゃないのですけれども、やはり何かのところで解決しなければ、ひとり暮らしの人が本当に多くなっています。例えばなんですけれども、議会でも提案されているようなことを覚えていますけれども、ふじみ荘の跡に何か早急につくっていただくような対策を打つとかやらなければ、他のところにも行きたいけれども行かれない、そんな方たちが結構多くなっているのです、視覚障害者はほかの障害の方と一緒に生活できないわけじゃないのですけれども、音とか、点字ブロックとか、ちょっと変わった支援が必要なのです、このようなどころではじき飛ばされて駄目だということで、本当に残念だけれども、孤立で、自分でやるしかないねということで亡くなっていたことは、私たちにとっては本当に衝撃でした。この場でお話をするのはやめようと思ったのですけれども、グループホームの話も出ておりました。やっぱり世田谷で住み続けて、言葉は悪いのですけれども、亡くなるのだったら世田谷で亡くなっていきたいという方が本当に多いのです。だから、これはほかの障害の立場で出ていらっしゃる委員の方も同じ思いだと思います。親亡き後対策のことも含めて、グループホームということについては、やっぱり世田谷で何か建設しなければいけない問題というものはあるから、大きい小さいにとどまらず頑張っていただけないかなということは、この場で一言話をしたいと思いました。お願いします。

○部会長 委員、大事な御指摘をありがとうございます。事務局のほうで何かございますか。

○障害者地域生活課長 障害者地域生活課長です。

今、委員からお話がありまして、視覚障害者専用というグループホームは確かにないです。ただ、軽度の障害者の方のグループホームは民間のほうで結構つくられているというのは事実でございます。一方で、実は先週ですが、お話があ



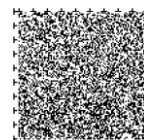
り区で公募を始めました。成城警察の裏手にある区有地を活用しまして、重度のグループホームの建設の公募を始めさせていただきました。こちらについても10名程度ということでの公募なのですけれども、これからそういったスケジュールでつくっていかうというように進めているところでございます。これも重度ということで、いわゆる視覚のみとかそういう障害の種別を限定ということではないのですけれども、進めさせていただいております。

加えまして、今お話がありましたふじみ荘でございますが、ふじみ荘についても障害者施設にしますとか何とかという決まりはまだ区でしておりません。もちろん大きな敷地でございますので、我々としてはこういった土地を活用しながら、グループホームに限らずそういう障害者の施設をつくっていきたいという思いはございます。もちろん区の中で、高齢部門もそういう候補地も使いたいというお声がございますので、今、子ども施設のほうも必要だというお声もございますから、そういうところを含めまして、我々としては、その土地を幾つか活用させていただきながら、障害者施設の建設に引き続き頑張っ取り組んでいきたいと思っております。

○部会長 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

○委員 緊急時の例示のところなのですけれども、私ども自閉症協会では、緊急に短期入所を求められる方は、ほとんどの場合、お子さんの症状が強くなって、ひどくなったりして、他害があったり暴力、あと破壊行為があったりして同居が困難になってしまった場合だったり、あと、強迫症状みたいなものがすごく現れてしまって、御兄弟が精神的に参ってしまって困難になってしまうというような状態なのです。当事者が日常生活を維持することが困難となった状態もそうなのですが、家族の同居が困難になってしまった場合というのは、この緊急時に当たるのかどうかをお聞きしたいのと、もし当たるのであれば、ぜひ



それは明記していただいたほうが分かりやすいと思うので、書いていただきたいと思いました。

○障害施策推進課長 今回の時点ですと、御家族も含めてというところまでの議論には行っていないのですけれども、この場で御意見をいただきましたので、そこも含めて、また引き続き関係者と相談させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。

ほかに何かございますか。先ほどのふじみ荘の跡地利用についての意見です。この頃、子どもも、障害も、高齢の施設も合築にして素晴らしい触れ合いの場になるみたいなものもあります。そんなのも御検討いただけたらと思いました。

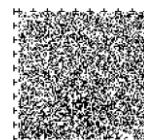
○委員 度々申し訳ございません。今、委員がおっしゃったことはとても大事なところで、この地域生活支援拠点とは本人支援であると同時に家族支援だと思っているので、当然、ここは検討を前向きにすべきだと、私はこれに関わっておりますけれども思っております。そうでないと、緊急はいろんな考えがあるので、いろんな形で例示をなるべく多く出したほうが良いと思っていますので、御意見をいただいてよかったですと思いました。お願い申し上げます。

○部会長 ありがとうございました。

ほかにこの地域生活関連で何か……。

○障害福祉部長 障害福祉部長です。

皆さん、様々な御意見をいただきましてありがとうございます。この地域生活支援拠点ですけれども、まず、現状も含めて今世田谷が一体どういう状態にあるのか、それを機能させるとしたら、まずこういうように機能させたらいいのではないかというものが土台にあった上で、先ほど先生からもお話がありましたけれども、課題になっているところをきちんとカバーしていくことをしていきたいと思います。一旦決めたらそれで終わりでは多分ないと思うのです。



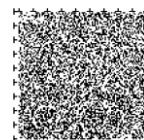
逆に、それがちゃんと機能的に動いているとか大丈夫か、それから区内の状況も、先ほどお話しさせていただいたとおり、事業者も含めて、様々な施設の整備も並行して進めなければいけないけれども、いかんせん予算の問題もありますので、全てがというところにはいきなりいきません。ただ、やっぱりどういうことを目標にして、どういうほうに進んでいくのか。今までは、こういったことを世田谷として、正直、地域生活支援拠点にどうやって取り組んでいくのかというのを踏み出せていなかったのも、まず、そこを踏み出させていただいて、土台のような形のものを令和4年度、5年度を含めて整理をしていきたい。その中で解決できる課題は当然に解決していくというようなところで進んでいきたいと思います。この先も含めて皆さんから色々御意見いただきながら、進歩していくというか、進化していくというか、そういうものだと思っておりますので、そのようなところで、また、御意見も含めて改めていただければと思います。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。では、そんなふうに進められるような地域にぜひしていけたらと思いますので、ありがとうございます。

それでは、もう一つ大事な議題がございますので、条例関連の御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 続きまして、障害理解の促進及び障害者差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例の検討状況についてということで御説明させていただきます。

1の主旨でございます。区では、オリパラの大会の機運をレガシーとして将来にわたって引き継いでいくと、地域共生社会の実現に向けた区の実現に関する基本的な考え方ですとか、区、区民、事業者等の責務等を明らかにするために、皆様方に御協力いただきましたノーマップランにも掲げておりますけれども、障害理解の促進、差別解消、手話言語等の条例に関して検討を進めてきている



ものでございます。このたびいろいろと御意見をいただきましたので、たたき台として御報告をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、A3判の資料がございます。お時間の関係がありますので、ざっと御説明させていただきますと、左側が障害者差別解消法の構成と内容になります。その右が東京都の条例の主な内容となります。右側が世田谷区のたたき台の考え方となります。特に真ん中ら辺にアンダーラインが幾つも引いてあると思うのですが、そこが国や東京都と比べたときに世田谷区としてのポイントになるのかなという部分を箇所として引いてございます。

例えば、目的のところを見ていただきますと、地域共生社会の実現ですとか、障害者団体の責務ですとか、地域での支え合い、あと情報提供の普及促進ですとか地域移行、こういったことで障害者の方の地域における自立した生活につながるというところに特徴があるかと思っています。

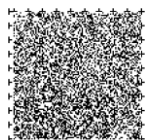
定義につきましても、見ていただけるように、なるべく区民の方に分かるようにと思ひまして、用語の定義も細かく入れていきたいと思っています。

基本理念につきましても、東京都のも参考にさせていただきながら、あと、国の法律ですとか基本指針も参考に、アンダーラインの尊厳を重んじるですとかを入れてございますし、また、一番下のほうの児童のところにも触れております。そんなところがポイントになります。

一番下の責務についても、区の責務ですとか、あと障害者団体の責務というのを入れてございます。

裏面を見ていただきますと、一番上になります。啓発ですとか相談対応になります。

次の2段目になりますが、ここは地域の支え合いですとか、先般の台風を顧みまして、災害に備えた地域づくりということも入れてございます。あとはノーマプランを踏まえましていろんな施策がございますので、そういったところ



も入れてございます。

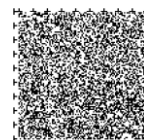
それから、情報保障の推進ということで、障害者団体のお力もぜひとも必要だと思っておりますので、それも加えてございます。

その次、言語としての手話の習得、普及ということで、手話言語にも触れさせていただいたという状況がございます。やっぱり小さい頃から教育の中で障害に触れていくということが大切です。特にインクルーシブ教育も大切だと思っておりますので、そんなところも触れてきているところでございます。

それ以降にございます概要も見ていただくのと、あと、資料3の個別の内容のものがあると思うのですけれども、今日の席上配付のもので、差し替えと書いてございますけれども、そちらについては、2ページ目を特に見ていただくと、御意見がございましたので、以前、事前にお送りした内容に、事業者の責務ですとか、あとは障害者団体の責務のところを追加したり、修正をしたりいたしました。障害者団体のところは後ほども御説明を1度しますけれども、こういった表現で今のところ考えているところでございます。

それから、また1ページ目の資料にお戻りいただきまして、一番下、(3)になります。考え方ということです。地域共生社会の実現を目指す上で、障害理解の促進、差別解消、手話言語等の情報コミュニケーションについては、それぞれが大切な手法と考えてございます。ですので、一体的になって取り組むのが重要と思っておりますので、現時点では同一の条例の中に位置づけて施策を推進していくと考えているところでございます。

それから、おめくりいただいて2ページ目になります。条例に基づく取組ということで、ノーマプランにも施策、取組をいろいろと掲載させていただいておりますし、また、先般、前回、入門講座ですとか地域の協力員のお話等々をさせていただいたと思っておりますので、全体として整理をさせていただいて、また今後、推進協議会からも御意見をいただくこととなりますので、そういったとこ



ろも含めて全体として整理できればと思っております。

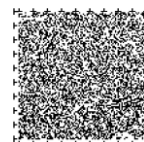
それから、概算といたしまして経費が幾つか載っております。これはさほどたくさんという感じではございません。

今後のスケジュールといたしましては、地域保健福祉審議会をはじめ御意見をいただきつつ、骨子案の段階で1度ワークショップを開いてみたいと。これは後ほど御案内させていただきます。1月の段階でしてみたいと思っております。その後、内容をまた少し盛り込みつつ、5月にはパブコメですとかシンポジウムを素案としてお示ししていき、その結果を踏まえて、案として内容を充実させていくと考えております。

こちらについても、先般、11月5日のときに専門家会議で御報告させていただきました。幾つか御意見をいただきました。若干御紹介させていただきますと、先ほど手話言語のお話をいたしましたけれども、これは別立てにしてほしいと、東京都の動きもあるというようなお話をいただいたところです。それからヤングケアラーの問題についても御意見をいただきました。世田谷区民全体を念頭に条例の考え方はどうやって普及させていくのかというようなお話もいただきましたし、基本理念のところでは障害のある人もない人もという表現を使っているのですが、障害があることによって区別というのでしょうか、そういうのはどうなのかみたいな話ですとか、あとは性的少数者という表現についても書き方としてどうなのかという御意見をいただきました。それと、責務の中に障害者団体の責務ですとか、あと、区民の責務の中に特に障害者はみたいな書き方をしておりましたので、当事者の方からすると違和感がある書き方だということはございましたので、責務というところではなくて別の書き方をしてみたいと思っておりますのでございます。

もしよろしければ、先生方で補足があればぜひお願いいたします。

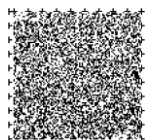
○委員 こちらにつきましても、専門家会議でかなりいろんな角度から議論が



なされたところでございます。今、課長がお話ししていただいたとおりですが、責務という言葉は東京都のところにも出ていますし、責務というのが責任を負わなければいけないということではなくて、むしろその役割を発揮するような形でうまく書き込めたほうがいいのではないかと思いました。もともとは障害のある方の責務みたいところで独立していた案もあったようですが、それは説明にもありましたように、この条例は世田谷区民の条例でございますので、その区民には、当然障害のある方、ない方にかかわらず区民として含まれています。そういう意味を前提として、とりわけ障害のある方は、先ほど来もそういう議論がございましたが、やはり自らその課題を発信していただいたり、もちろん支援、サポートを受けながら発信できるようにしていくことが前提になるというような議論が出たところでございます。

手話言語については、確かにほかの障害分野ですと音声言語としての日本語の情報保障になりますが。もちろんろう者の方も同じような背景を持つのですが、その中で、手話言語を今の区のプランではこの中に一本化をしていくという部分と、いやいや、やはりそういう違いを考えると、手話言語については別立てのほうがよいという考え方があり、これはすぐには結論が出ないということで、そのメリット、デメリットと言うとおかしいかもしれませんが、やはり双方の考え方にいろんなポイントがあると思いますので、それらは今後議論をしていくということで確認をしたところでございます。もし補足があれば、お願いします。

○委員 私もちらの会議にも出させていただいております。先ほど委員が核心となるといいでしょうか、かなり大きな内容としては手話言語のところを独立させるべきかどうかというのが議論になっておりました。ただ、これは本当にフラットなところからもう1回考えていこうという、会議体としては皆さんの意見を聞くという感じになっていましたのは、私は座長でございましたけれ



ども、幸いでした。

あと、もう一つ付け加えさせていただきますと、委員の方からの意見として、この条例はやはり障害者権利条約に言われる社会モデル、あるいは人権モデルに根差したものでなければいけないというところは、非常に強く声として出ております。障害のある方と共に生きることができない社会の側が何とかしなければいけないという、本人にその責任を帰するようなことはやめようという、そこが強く意見として出てまいりまして、それは現代的な条例として本当にいいなと思っております。これも先ほどスケジュールを御説明いただきましたとおり、まだまだ時間がありますけれども、ぜひともこの協議会の中の皆様からも御意見をいただけるといいなと思っているところでございます。私からも一言申し上げました。

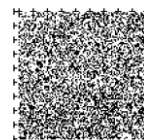
○部会長 ありがとうございます。

本当に世田谷らしい斬新な発想がいっぱいあるなと思いましたが、この条例に関して御意見があればぜひお願いをしたいと思うのですけれども、よろしいですか。お願いします。

○委員 世田谷区聴覚障害者協会です。様々審議をいただきありがとうございました。きこえない立場でたたき台を拝見して、おかしいと思ったところを説明します。

「4 言語としての手話の習得及び普及等」のところで、「手話が、ろう者、難聴者及び中途失聴者その他手話を必要とする区民にとって、日常生活及び社会生活を営む上で重要な独白の言語である」と書かれていますが、手話は言語であるという意味が理解されていないように見受けられます。

手話言語は、日本語とは全く異なっている語彙をもち、また、文法も日本語とは異なるものであることから私たちは言語権として使ったり選択できるようにしてほしいとっています。一方、難聴者・中途失聴者は、日本語をもとに手話



という手段でコミュニケーションするのであり、手話言語を使うわけではありません。それが混同されています。

そして、「手話言語」と、「日本語」の言語的選択をふまえて、この条例では、手話言語を選択出来るようにするだけでなく、日本語の体系の中の手話をコミュニケーション手段として使う方も自分のコミュニケーション手段を選択出来るようにして頂きたいと思います。

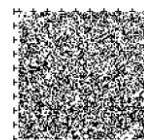
「コミュニケーション手段としての手話」は、「手話言語」と「日本語」の体系の中の手話の両方を指すのがよいと思います。

ですので、この条例で無理に手話言語について述べる必要はありません。コミュニケーション手段については、きこえない人の指文字や筆談等の他にも視覚障害者の点字等の手段があります。盲ろう者としては触手話や指点字もあるわけです。知的障害の方にも「わかりやすい日本語」というものがありますし、様々な手段があって、障害者一人ひとりが自分に合ったコミュニケーション手段を選べるというような内容にしていただければありがたいと思っております。無理に手話が言語であると入れ込むと分かりにくくなるので、別の条例にして頂きたいという思いです。

○部会長 委員ありがとうございました。いろんな情報手段がありますけれども、障害がある方が選べるようにということですね。

あと、私の意見ですが、今、委員がおっしゃっていました資料の中に盲ろうのことは書いてありませんでした。盲ろうの方は、盲ベースの方、ろうベースの方では支援が違って来るかと思えます。そのあたりはほかの手話関連の条例などでも結構議論になっているところかと思えますので、そこも忘れないでいただきたいと私も思いました。

あと、この差別解消と手話言語関連を別にするかも大きな課題だということです。今までの御説明から、何かこの条例についてお気づきのことがあれば



ひおほいをしてしたいと思ひます。委員、何かござひますか。

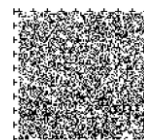
○委員 今、大変重要なテーマで御検討いただひていること、とてもうれしひなと思ひて伺ひておひります。私は精神科を専門にしておひります。精神障害者の方の差別に關しては、やっぱりほかの障害の方とはまた異なつた問題があると思ひておひります。もちろんコミュニケーションができないわけではなひですが、それがうまく伝えられなかつたり、またそれが誤解をされたり、御本人自身がそれをちゃんと認知できなかつたりというよなコミュニケーションの方法もそうすけれども、差別という点におきまして、やっぱり見えないところでの苦勞があると思ひます。それを共生社会ということで定義、提言してくださつておひりますが、具体的にどういふことがそういふ差別の解消につながつていくか、また、その共生社会につながつていくかということをお今後御検討いただひて、私もその中에서도いろいろお伝えでければと思ひますが、そういふ点にも今後広げてというか、お考へいただひたいと思ひておひります。よろしくおほいいたします。

○部会長 委員、ありがとひござひました。

ほかに何かお気づきの方、委員、どうぞ。

○委員 全ての種別、障害に對してうまく全部盛り込むというのはとても大変なことだとは思ひるのですけれども、理念の一番下にあります障害のある児童に對して、成人の障害者とは異なる支援というのが私としては理解ができなくて、どういふことが児童と成人とを分ける基準になつておひるのかとか、何を児童に對して適切に行おうとしておひるのか、そういふことがとてもアバウトな表現かと思ひたのですが、いかがでしようか。

○障害施策推進課長 御指摘のとおり、書き方が漠としておひりますけれども、私どものほうでは、国が出しておひる障害者サービスの關係の基本指針というものがござひまして、その中に載つておひる文言を使わせていただひておひります。使



った言葉がいいかどうかというのはもちろん今後検討させていただきまして、具体的には、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意するみたいな表現がありましたので、この考え方をもう少し具体的にしていきたいとは思っておりますけれども、これを参考にさせていただいたということだけは御説明させていただければと思います。

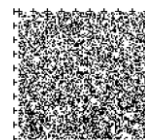
○部会長 ありがとうございます。

もうそろそろ終わらなくてはいけない時間ですが、ぜひこのことをという、部長、どうぞ。

○障害福祉部長 度々すみません。障害福祉部長です。

今日、せんだっても様々御意見をいただきまして、最初にお話があったかと思うのですけれども、人がということではなくて社会の側にある問題をという視点での書き方というところに、今の言葉もそうですけれども、今後、もうちょっと具体的な案文とかも含めてお出しするときに、言葉の持つ意味を我々障害福祉部としてもきちんと確認しながらやっていきたいと思っております。様々な障害をお持ちの方が当然いらっしゃいますので、先ほども言っていたように、全てを網羅していくのはなかなか難しいものがあるかと思っておりますけれども、先ほどの手話言語を分ける、分けないもそうですけれども、今回のこの構成は、ベースに我々はこういうことだというをお示ししていますけれども、御意見をいただく中で、次の段階でもしかしたらこうしたほうがいいのではないかとということも出てくると思っております。

特に今回のレガシーという中で、障害者の方とどうやって共生していくかという中で、実はポジティブなことがあまり書かれていないかと思っております、何を申し上げたいかという、今回のパラリンピックを見て皆さんは心を動かされたと思うのです。あれは障害をお持ちの方がすばらしいプレーをした、でも、それは障害を持っている、持っていないにかかわらず、オリンピックもそう



だったと思うのです。同じスポーツとして素晴らしいことをした、そのことに障害のあるもないも関係ない。そういう意味で言うと、ここに障害者の方も輝くといいですか、子どもが輝くと世田谷区では言っていますけれども、障害のある方もきちんと活躍して見守られたり支えられたりという両方、それは障害があってもなくても同じだということも含めて、文言の整理をもう少しきちんとしていきたいと思っています。今後、また、具体的な御意見を含めていたくさんいただいて、よりよいものにできればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○部会長 ありがとうございます。それでは、まだ御意見がおありの方はいらっしゃるかと思います。御意見シートやいろんな方法を使って、ぜひお気づきのことを事務局に御提案いただきたいと思います。

もう一つ、4番目にワークショップのことがあります。御紹介をいただけますでしょうか。

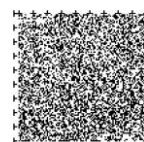
○障害施策推進課長 ワークショップについてです。お手元の資料を御覧いただきまして、来年1月29日に梅丘パークホールで行います。この中で、1部としては講演、2部でグループワーク等、先生に御協力をいただくことにしておりますので、こういった御案内をさせていただきたいと思って、本日の資料とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○部会長 ということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に、その他ということで用意していただいておりますが、お願ひいたします。

○障害施策推進課長 その他ということで机の上に質問とか意見の用紙を置かせていただいておりますので、こちらのほうにぜひ御記入して事務局までお願ひいたします。



また、会議の議事録につきましては、事務局で確認が終了したものをまた皆様方に御確認いただくこととなります。

あと、次回は来年2月頃に開催をさせていただきたいと思っておりますので、詳細についてはまた追って御案内をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○部会長 それでは、本当に限られた時間でしたので、御発言しそびれている委員の方もたくさんいらっしゃると思います。でも、この短い時間にそれぞれの委員からでなければお聞きできない大事な御指摘をいただけたと思います。ありがとうございました。

では、今日はこれで終了とさせていただきます。次回は2月ということですので、またどうぞ御協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

午後8時47分閉会

